

平成 20 年第 4 回
城里町議会定例会会議録

平成 20 年 12 月 9 日 開会
平成 20 年 12 月 12 日 閉会

城里町議会

平成20年第4回 城里町議会定例会会議録

告示	1
会期日程表	2

会 議 録 第 1 号

日時	3
応招並びに不応招議員	3
出席並びに欠席議員	3
説明のため出席した者の職氏名	3
職務のため出席した者の職氏名	4
議事日程	4
本日の会議に付した事件	6
開会	6
・ 町民憲章唱和	6
・ 表彰状伝達	6
・ 議長あいさつ	7
・ 議員の出欠	7
・ 開会の宣告	7
・ 開議の宣告	7
・ 諸般の報告	8
・ 会議録署名議員の指名	9
・ 会期の決定	10
・ 町長あいさつ	10
・ 議案第72号 上程、提案理由説明	11
・ 議案第73号 上程、提案理由説明	11
・ 議案第74号 上程、提案理由説明	12
・ 議案第75号 上程、提案理由説明	12
・ 議案第76号 上程、提案理由説明	12
・ 議案第77号 上程、提案理由説明	13
・ 議案第78号 上程、提案理由説明	13
・ 議案第79号 上程、提案理由説明	14
・ 議案第80号 上程、提案理由説明	14

・ 議案第81号 上程、提案理由説明	14
・ 議案第82号 上程、提案理由説明	15
・ 議案第83号 上程、提案理由説明	15
・ 議案第84号 上程、提案理由説明	16
・ 議案第85号 上程、提案理由説明	16
・ 発議第7号について	17
・ 陳情第6号 委員会付託	17
・ 一般質問	17
・ 1番 河原井大介 君	18
・ 散会の宣告	28
散会	28

会 議 録 第 2 号

日時	29
応招並びに不応招議員	29
出席並びに欠席議員	29
説明のため出席した者の職氏名	29
職務のため出席した者の職氏名	30
議事日程	30
本日の会議に付した事件	32
開議	32
・ 議員の出欠	32
・ 開議の宣告	33
・ 議案第72号 質疑	33
・ 議案第73号 質疑	33
・ 議案第74号 質疑	33
・ 議案第75号 質疑	33
・ 議案第76号 質疑	34
・ 議案第77号 質疑	34
・ 議案第78号 質疑	34
・ 議案第79号 質疑	34
・ 議案第80号 質疑	34
・ 議案第81号 質疑	34
・ 議案第82号 質疑	35

・ 議案第83号 質疑	35
・ 議案第84号 質疑	35
・ 議案第85号 質疑	35
・ 討論	35
・ 採決	37
・ 発議第7号 上程、趣旨説明、質疑、討論、採決	40
・ 陳情第6号 委員長報告、採決	41
・ 日程追加	42
・ 発議第8号 上程、朗読、趣旨説明、採決	42
・ 報告第26号 委員長報告	44
・ 報告第27号 委員長報告	45
・ 報告第28号 委員長報告	46
・ 報告第29号ないし報告第36号	47
・ 町長あいさつ	47
・ 議長あいさつ	48
・ 閉会の宣告	48
閉会	48

平成20年城里町告示第110号

平成20年第4回城里町議会定例会を次のとおり招集する。

平成20年12月1日

城里町長 金 長 義 郎

1. 期 日 平成20年12月9日(火)午前10時

2. 場 所 城 里 町 議 会 議 場

平成20年第4回城里町議会定例会会期日程

日次	月日	曜日	種別	議事内容
1	12月9日	火	本会議	開会 提案理由説明 陳情委員会付託 一般質問 散会
2	12月10日	水	休会	議案調査
3	12月11日	木	休会	議案調査
4	12月12日	金	本会議	開議 議案質疑、討論、採決 発議、陳情、報告 閉会

第 1 日 1 2 月 9 日 (火 曜 日) 本 会 議

平成20年第4回
城里町議会定例会会議録 第1号

平成20年12月9日 午前10時01分開会

1. 応招議員

1番	河原井 大介 君	10番	寺田 和郎 君
2番	関 誠一郎 君	11番	三村 由利子 君
3番	阿久津 則男 君	12番	松崎 信一 君
4番	桐原 健一 君	13番	小松崎 三夫 君
5番	飯村 吉伊 君	14番	鯉 淵 秀雄 君
6番	小林 祥宏 君	15番	根本 正典 君
7番	玉川 台俊 君	16番	阿久津 尚一 君
8番	南 條 治 君	17番	小 坏 孝 君
9番	杉 山 清 君	18番	小 林 宏 君

1. 不応招議員

なし

1. 出席議員

1番	河原井 大介 君	10番	寺田 和郎 君
2番	関 誠一郎 君	11番	三村 由利子 君
3番	阿久津 則男 君	12番	松崎 信一 君
4番	桐原 健一 君	13番	小松崎 三夫 君
5番	飯村 吉伊 君	14番	鯉 淵 秀雄 君
6番	小林 祥宏 君	15番	根本 正典 君
7番	玉川 台俊 君	16番	阿久津 尚一 君
8番	南 條 治 君	17番	小 坏 孝 君
9番	杉 山 清 君	18番	小 林 宏 君

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の職氏名

町 長 金 長 義 郎

副町長	赤津康明
教育長	三村亮一
総務課長	田上勤
企画財政課長	阿久津保巳
税務課長	山口充彦
町民課長	横田栄子
保険課長	加倉井一史
健康福祉課長	松本秀利
産業振興課長	田口喜一
都市建設課長	栗林俊一
下水道課長	高橋洋造
会計管理者(会計課長)	川又重光
水道課長	松崎榮
農業委員会事務局長補佐	吉田一
教育委員会事務局長	海野勝美

1. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	三村主
局長補佐	小林恵子
書記	桑野智弘

1. 議事日程

議事日程第1号

平成20年12月9日(火曜日)

午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第72号 城里町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第73号 城里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第74号 城里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第75号 城里町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について

- 日程第7 議案第76号 城里町難病患者見舞金支給条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第77号 城里町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第78号 茨城県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について
- 日程第10 議案第79号 町道路線の認定について
- 日程第11 議案第80号 平成20年度城里町一般会計補正予算（第3号）について
- 日程第12 議案第81号 平成20年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第13 議案第82号 平成20年度城里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第14 議案第83号 平成20年度城里町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第15 議案第84号 平成20年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第16 議案第85号 平成20年度城里町水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第17 発議第7号 城里町議会会議規則の一部を改正する規則について
- 日程第18 陳情第6号 現行保育制度の堅持・拡充と保育・学童保育・子育て支援予算の大幅増額を求める意見書提出を求める陳情書
- 日程第19 報告第26号 総務常任委員会視察研修報告書
- 日程第20 報告第27号 教育民生常任委員会視察研修報告書
- 日程第21 報告第28号 産業建設常任委員会視察研修報告書
- 日程第22 報告第29号 城里町財務規則の一部を改正する規則
- 日程第23 報告第30号 城里町国民健康保険税条例施行規則の一部を改正する規則
- 日程第24 報告第31号 城里町医療福祉費支給に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 日程第25 報告第32号 城里町難病患者見舞金支給条例施行規則の一部を改正する規則
- 日程第26 報告第33号 城里町国民健康保険税の旧被扶養者に係る減免に関する取扱要綱
- 日程第27 報告第34号 城里町建設工事及び委任業務の契約事務に関する規程の一部を改正する規程
- 日程第28 報告第35号 城里町建設工事等有資格業者選定規程の一部を改正する規程
- 日程第29 報告第36号 例月出納検査報告（9月、10月、11月執行分）

1. 本日の会議に付した事件

議案第72号

議案第73号

議案第74号

議案第75号

議案第76号

議案第77号

議案第78号

議案第79号

議案第80号

議案第81号

議案第82号

議案第83号

議案第84号

議案第85号

陳情第6号

一般質問

午前10時01分開会

町民憲章唱和

議長（鯉淵秀雄君） 議員各位には何かとご多用のところご出席をいただき、大変ご苦労さまです。

ただいまから町民憲章の唱和をお願いいたします。

ご起立をお願いいたします。

私が前文を朗読いたしますので、引き続きご唱和をお願いいたします。

〔全員起立・町民憲章唱和〕

議長（鯉淵秀雄君） ご着席願います。

ご協力ありがとうございました。

表彰状伝達

議長（鯉淵秀雄君） ここで、開会に先立ち、表彰状の伝達を行います。

このたび、小林 宏議員に、関東町村議会議長会長から表彰及び茨城県町村議会議長会長から感謝状が送られております。

なお、伝達については、上位団体である関東町村議長会長からの表彰で伝達を行います。
それでは、小林 宏議員、壇上にご登壇願います。

〔18番小林 宏君登壇〕

議長（鯉淵秀雄君）

表彰状

茨城県町村議会議長会前会長小林 宏殿

あなたは、本会会長としてその職務に尽瘁し、関東町村議会の充実、発展に寄与された功績はまことに多大であります。よって、ここに記念品を贈り表彰いたします。

平成20年7月24日

関東町村議会議長会会長 高橋 正

代読でございます。

おめでとうございます。

〔表彰状授与・拍手〕

議長あいさつ

議長（鯉淵秀雄君） 平成20年第4回城里町議会定例会の開会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会は、条例改正、補正予算などをご審議いただく重要な会議であります。提出されました諸議案は、条例の一部改正及び平成20年度補正予算などであります。

よろしくご審議をお願いするものであります。

議員の出欠

議長（鯉淵秀雄君） 続いて、出席議員数についてご報告いたします。

ただいまの出席議員数は17名です。遅刻議員、9番杉山 清君。

開会の宣告

議長（鯉淵秀雄君） 定足数に達しておりますので、ただいまから平成20年第4回城里町議会定例会を開会いたします。

開議の宣告

議長（鯉淵秀雄君） 直ちに本日の会議を開きます。

諸般の報告

議長（鯉淵秀雄君） 日程に先立ちまして、議会事務局長より諸般の報告をさせます。
議会事務局長三村 主君。

〔議会事務局長三村 主君登壇〕

議会事務局長（三村 主君） それでは、9月、10月、11月の諸般のご報告を申し上げます。

まず、9月でございます。

3日、水曜日、農業委員会運営委員会がコミュニティセンター城里で開催されました。
三村議員出席でございます。

同日、城里町国民健康保険運営協議会が常北保健福祉センターで開催されました。議長及び各常任委員長出席でございます。

18日、木曜日、城里町観光協会理事会がコミュニティセンター城里で開催されました。
議長出席でございます。

25日、木曜日、例月出納検査が本庁舎3階委員会室で開催されました。小林 宏議員出席でございます。

同日、農業委員会定期総会がコミュニティセンター城里で開催されました。小松崎、三村議員出席でございます。

26日、金曜日、城里町学校再編検討協議会がコミュニティセンター城里で開催されました。
議長出席でございます。

27日、土曜日、第59回茨城県消防ポンプ操法競技大会県央地区大会が茨城県立消防学校で開催されました。
副議長及び総務常任委員出席でございます。

29日、月曜日、城里町開発公社理事会が本庁舎2階会議室で開催されました。
議長出席でございます。

次に、10月でございます。

3日、金曜日、笠間地方広域事務組合議会全員協議会及び定例会が笠間市役所で開催されました。
松崎、杉山議員出席でございます。

10日、金曜日、例月出納検査が本庁舎3階委員会室で開催されました。
小林 宏議員出席でございます。

14日、火曜日、城北地方広域事務組合出納検査がコミュニティセンター城里で開催されました。
寺田議員出席でございます。

20日、月曜日、水戸地方農業共済事務組合全員協議会及び定例会が茨城町本所で開催されました。
小林祥宏、飯村、桐原議員出席でございます。

21日、火曜日、城里町立常北中学校建設検討委員会が常北公民館で開催されました。議

長及び教育民生常任委員長出席でございます。

同日から翌日の22日にかけて、産業建設常任委員会の視察研修が新潟県長岡市で開催されております。産業建設常任委員出席でございます。

23日、木曜日から24日にかけて、教育民生常任委員会が、群馬県下仁田町を視察研修してございます。教育民生常任委員出席でございます。

27日、月曜日、農業委員会定期総会がコミュニティセンター城里で開催されました。小松崎、三村議員出席でございます。

次に、11月でございます。

5日、水曜日から6日にかけて、総務常任委員会の視察研修を宮城県大河原町で実施してございます。総務常任委員出席でございます。

9日、日曜日、第23回国民文化祭・いばらき2008川柳大会がコミュニティセンター城里で開催されました。全議員出席でございます。

11日、火曜日から12日にかけて、町村議会議長会の視察研修が長野県下條村で開催されました。議長出席でございます。

13日、水曜日、例月出納検査が本庁舎3階委員会室で開催されました。小林 宏議員出席でございます。

14日、木曜日、城北地方広域事務組合議会定例会がコミュニティセンター城里で開催されました。阿久津尚一、根本、小松崎、寺田、南條、桐原、関議員出席でございます。

18日、火曜日、城里町次世代育成支援対策地域協議会が常北保健福祉センターで開催されました。議長及び教育常任委員長出席でございます。

19日、水曜日、第52回全国町村議会議長会大会がNHKホールで開催されました。議長出席でございます。

25日、火曜日、農業委員会定期総会がコミュニティセンター城里で開催されました。小松崎、三村議員出席でございます。

26日、水曜日、城里町高齢者福祉計画策定委員会がコミュニティセンター城里で開催されました。議長及び教育民生常任委員長並びに玉川議員出席でございます。

以上、9月、10月、11月の諸般の報告を申し上げます。

議長（鯉淵秀雄君） ただいま9番杉山 清君が出席いたしました。

会議録署名議員の指名

議長（鯉淵秀雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により

2番 関 誠一郎 君

3番 阿久津 則 男 君

4番 桐原健一君

の以上3君をご指名いたします。

会期の決定

議長（鯉淵秀雄君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

ここで、過日開催しました議会運営委員会の会議の結果について、議会運営委員長より報告を求めます。

13番議会運営委員長小松崎三夫君。

〔議会運営委員長小松崎三夫君登壇〕

議会運営委員長（小松崎三夫君） それでは、ご報告いたします。

去る12月2日に開催いたしました議会運営委員会の協議の結果についてご報告いたします。

今期定例会に提案されます議案14件、発議1件、陳情1件、報告11件、合わせて27件の審議件数並びに一般質問を検討いたしました。その結果、お手元に配付されてあります会期日程どおり、本日から12月12日までの4日間とすることに決定いたしました。

議員各位におかれましては、議会運営委員会の決定どおりご賛同くださいますようここにご提案申し上げます。議長においてお諮り願います。

以上でございます。

議長（鯉淵秀雄君） お諮りいたします。

ただいま議会運営委員長より、今期定例会の会期は本日から12月12日までの4日間とされるようご提案がありました。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鯉淵秀雄君） ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から12月12日までの4日間と決定いたしました。

続いて、地方自治法第121条の規定により、説明のため本日の会議に出席を求めた者の職・氏名はお手元に配付いたしました名簿のとおりであります。

なお、農業委員会事務局長阿久津道男君が欠席のため、農業委員会事務局長補佐吉田一君が出席しております。

傍聴人3名を許可いたしました。

町長あいさつ

議長（鯉淵秀雄君） ここで、町長より特に発言を求められておりますので、この際、これを許可いたします。

町長金長義郎君。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） おはようございます。

本日は平成20年第4回定例議会をお願いいたしましたところ、議員各位には、師走の公私ともにお忙しい中、ご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。また、議員各位には、日ごろより町政運営等にご尽力をいただいておりますことを深く感謝を申し上げる次第であります。

本定例議会にご提案申し上げる議案は14件であります。どうかご審議を賜りますようお願いを申し上げまして、ごあいさつにかえさせていただきます。

大変ご苦労さまでございます。

議案第72号 城里町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

議長（鯉淵秀雄君） これより、日程第3、議案第72号 城里町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長金長義郎君。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 議案第72号 城里町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律が公布されたことにより、町条例を改正するものであります。

ご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

議案第73号 城里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議長（鯉淵秀雄君） 続いて、日程第4、議案第73号 城里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長金長義郎君。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 議案第73号 城里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。選挙における投票時間の繰り上げをした場合の投票管理者等の報酬の規定、及び福祉有償運送等運営協議会委員の

報酬並びに費用弁償について規定するものであります。

ご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

議案第74号 城里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議長（鯉淵秀雄君） 続いて、日程第5、議案第74号 城里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長金長義郎君。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 議案第74号 城里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてではありますが、健康保険法等の一部を改正する法律の改正に伴い、75歳以上の方が加入している健康保険等の被用者保険から後期高齢者医療制度に移行することにより、その被扶養者が新たに国民健康保険に加入した場合、申請により国保税の減免措置を行うため、町条例を改正するものであります。

ご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

議案第75号 城里町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について

議長（鯉淵秀雄君） 続いて、日程第6、議案第75号 城里町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長金長義郎君。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 議案第75号 城里町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例についてではありますが、平成21年4月から特例乳幼児対象者が、保険医療機関において医療を受けた場合の費用を償還払い制度から現物給付へ移行するため、町条例を改正するものであります。

ご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

議案第76号 城里町難病患者見舞金支給条例の一部を改正する条例について

議長（鯉淵秀雄君） 続いて、日程第7、議案第76号 城里町難病患者見舞金支給条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長金長義郎君。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 議案第76号 城里町難病患者見舞金支給条例の一部を改正する条例についてであります。国の特定疾患治療研究事業実施要綱の特定疾患の名称変更等の整理統合が行われたことに伴い、町条例を改正するものであります。

ご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

議案第77号 城里町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

議長（鯉淵秀雄君） 続いて、日程第8、議案第77号 城里町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長金長義郎君。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 議案第77号 城里町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてであります。健康保険法施行令の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、産科医療保障制度が創設されたことに伴い、被保険者等の出産育児一時金等の支給額を見直すため、町条例を改正するものであります。

ご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

議案第78号 茨城県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について

議長（鯉淵秀雄君） 続いて、日程第9、議案第78号 茨城県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長金長義郎君。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 議案第78号 茨城県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議についてであります。茨城県後期高齢者医療広域連合の運営のより一層の円滑化を図るため、広域連合議会の議員の定数、選挙方法等を変更するとともに関係町村の長の代表者で構成する協議組織を設置することに伴い、茨城県後期高齢者医療広域連合規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第291条の11の規定により提案するものであります。

ご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

議案第79号 町道路線の認定について

議長（鯉淵秀雄君） 続いて、日程第10、議案第79号 町道路線の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長金長義郎君。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 議案第79号 町道路線の認定についてであります。まず、大字石塚地内町道2384号線及び町道2385号線については、寄附を受けたことに伴い、町道2386号線大字磯野731番地の3地先から大字上青山1308番地の3地先については、土地改良事業による県整備道路の移管に伴い、それぞれ認定するものであります。

ご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

議案第80号 平成20年度城里町一般会計補正予算（第3号）について

議長（鯉淵秀雄君） 続いて、日程第11、議案第80号 平成20年度城里町一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長金長義郎君。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 議案第80号 平成20年度城里町一般会計補正予算（第3号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,527万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ92億9,483万3,000円とするものであります。

歳入では、地方特例交付金、地方交付税、国庫支出金、県支出金、寄附金、繰入金、諸収入及び町債を追加するものです。

歳出では、総務費、民生費、農林水産業費、商工費、土木費、教育費及び公債費を追加し、衛生費の減額をするものであります。

ご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

議案第81号 平成20年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

議長（鯉淵秀雄君） 続いて、日程第12、議案第81号 平成20年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長金長義郎君。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 議案第81号 平成20年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。事業勘定において、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ9,617万2,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ23億9,225万1,000円とするものです。

歳入では、前期高齢者交付金及び繰入金を追加し、国民健康保険税及び療養給付費等交付金を減額するものです。

歳出では、保険給付費及び諸支出金を追加し、老人保健拠出金及び介護納付金を減額するものであります。

ご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

議案第82号 平成20年度城里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

議長（鯉淵秀雄君） 続いて、日程第13、議案第82号 平成20年度城里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長金長義郎君。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 議案第82号 平成20年度城里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ880万1,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ2億802万7,000円とするものです。

歳入では、繰入金を追加し、諸収入を減額するものです。

歳出では、総務費及び後期高齢者医療広域連合納付金を追加し、諸支出金を減額するものであります。

ご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

議案第83号 平成20年度城里町介護保険特別会計補正予算（第2号）について

議長（鯉淵秀雄君） 続いて、日程第14、議案第83号 平成20年度城里町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長金長義郎君。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 議案第83号 平成20年度城里町介護保険特別会計補正予算（第2

号) についてであります。保険事業勘定において、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,208万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ12億9,630万円とするものです。

歳入では、国庫支出金、県支出金及び繰入金を追加するものです。

歳出では、総務費及び保険給付費を追加するものであります。

ご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

議案第84号 平成20年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)について

議長(鯉淵秀雄君) 続いて、日程第15、議案第84号 平成20年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長金長義郎君。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長(金長義郎君) 議案第84号 平成20年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ157万2,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ7億3,505万4,000円とするものです。

歳入では、分担金及び負担金、及び諸収入を追加するものです。

歳出では農業集落排水事業費を追加するものであります。

ご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

議案第85号 平成20年度城里町水道事業会計補正予算(第2号)について

議長(鯉淵秀雄君) 続いて、日程第16、議案第85号 平成20年度城里町水道事業会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長金長義郎君。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長(金長義郎君) 議案第85号 平成20年度城里町水道事業会計補正予算(第2号)についてであります。まず、収益的収入及び支出においては、既定の収入支出予算の総額に変更なく、収益的支出で、原水及び浄水費を減額し、総係費を追加するものです。

次に、資本的収入及び支出においては、既定の資本的収入の総額に2億4,700万円を追加し、収入総額を6億5,874万9,000円とし、既定の資本的支出の総額に2億4,830万8,000

円を追加し、支出総額を 8 億 4,865 万 3,000 円とするものであります。

資本的収入では、企業債を追加するものです。

資本的支出では、企業債償還金を追加するものであります。

ご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

発議第 7 号について

議長（鯉淵秀雄君） 次に、日程第 17、発議第 7 号 城里町議会会議規則の一部を改正する規則については、後日審議する予定であります。

陳情第 6 号 現行保育制度の堅持・拡充と保育・学童保育・子育て支援予算の大幅増額を求める意見書提出を求める陳情書

議長（鯉淵秀雄君） 次に、日程第 18、陳情第 6 号 現行保育制度の堅持・拡充と保育・学童保育・子育て支援予算の大幅増額を求める意見書提出を求める陳情書の取り扱いについて、議会運営委員長よりご意見を賜りたいと思います。

13 番議会運営委員長小松崎三夫君。

〔議会運営委員長小松崎三夫君登壇〕

議会運営委員長（小松崎三夫君） それでは、ご報告させていただきます。

議会運営委員会を代表いたしまして、陳情第 6 号の取り扱いについて意見を述べさせていただきます。

陳情第 6 号の取り扱いについては、慎重に審査すべきと考えます。よって、陳情第 6 号 現行保育制度の堅持・拡充と保育・学童保育・子育て支援予算の大幅増額を求める意見書提出を求める陳情書については教育民生常任委員会へ付託し、会期中の審査をお願いするものであります。議長においてお諮り願いたいと思います。

以上です。

議長（鯉淵秀雄君） ここでお諮りいたします。

陳情第 6 号の付託先については、ただいまの議会運営委員長の発言のとおり、教育民生常任委員会へ付託することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鯉淵秀雄君） ご異議なしと認めます。よって、陳情第 6 号については、所管の教育民生常任委員会へ付託し、会期中の審査とすることに決定いたしました。

一般質問

議長（鯉淵秀雄君） これより一般質問に入ります。

なお、質問者は一般質問席へ登壇の上行い、最後の答弁まで一般質問席でお受けくださるようお願いいたします。

また、質問回数は3回まで、質問時間は60分を超えることはできませんので、質問、答弁とも簡潔をお願いいたします。

それでは、通告第1号、1番河原井大介君の発言を許可いたします。

1番河原井大介君。

〔1番河原井大介君登壇〕

1番（河原井大介君） 河原井大介でございます。質問をさせていただきたいと思いません。よろしくようお願いいたします。

ことしも残すところあと半月余りとなってまいりました。ことしは本当に大きな問題があった1年だなと思っております。食品偽装であったり、サブプライムローンを発端にした金融危機の問題、ガソリンの高騰、社会不安を招く凶悪犯罪等々が後を絶たない。そういった中で企業の倒産、雇用環境の問題、ワーキングプアの問題、それから労働派遣等々たくさんございました。

そういった中で、ことしの流行語大賞トップテンには蟹工船という言葉がランクインした、そんな時代でもございます。言わずと知れたプロレタリア文学を代表する戦前の作家小林多喜二さんの作品でございますけれども、1929年当時、世界恐慌真ただ中のあらし、その年でもございました。そして80年たった今、ことしも世界的な世界恐慌だと専門家も言っている。そういう社会情勢の中でもございます。当然53万部ほどベストセラーになった本でございます。

このような時代背景の中に、当然我が城里町におきましても、さまざまな問題を抱えまして、企業の経営悪化を理由にして撤退をしたその代表的なホロルの湯の問題を今回質問させていただくわけでございます。

まず初めに、この契約期間、撤退をした後、急遽公社に役場から支配人を派遣しまして、対応しているわけでございますけれども、支配人のご苦労、苦慮が推察できるわけでございます。まずもってその労苦に対して敬意を払いたい、そう思っております。

契約期間内に撤退するそれ事態、そういう状況としては県内初めてでございます。指定管理者制度です。このサンアメニティの業務放棄によりまして、公社の経営に移行して2カ月が経過しております。この中で2点ほど質問させていただきますけれども、どのようなことをまず感じているのか。そして、目先の具体性に追われて消耗戦というか、そういった形になっていないのかどうか。その質問をさせていただいておりますけれども、指定管理者から移行した後、その運営状況、この2カ月間どのような状況なのかということと、町開発公社として2年半やるということなんですけれども、その後どのようにしていくのかなど。そこら辺をご答弁いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

議長（鯉淵秀雄君） 町長金長義郎君。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 1番河原井大介議員からのご質問でございます。

第1点目は、サンアメニティ撤退後、指定管理者が開発公社に移行したが、その後の運営状況についてということであります。

これにつきましては、ご存じのように、サンアメニティが撤退した後、町の開発公社が運営を行っておるわけでありまして、営業状況につきましては、サンアメニティ時代の9月が非常に落ち込んでいるということでありまして、続いて、10月と11月については、やはりそれを引きずって苦戦をしておるような状況であります。そういう中で、まだ実質的に10月、11月の2カ月間の経営ではあります、そういうものを十分分析しながら、今後の経営に活かしてもらいたいということでありまして。

次に、2点目の2年半後のことについてどうするのかということでありまして、これにつきましては、前の議会にもお話ししておりますように、2年半たった後には、改めて公募して、指定管理者制度で管理運営をやっていくという考えであります、できるだけ早くそういう情報を出しながら、早くそれに応募してくれるような企業、会社、そういうものについてもこちらから情報を出して、積極的に早い時期に進めてまいりたいと考えておるところであります。

以上です。

議長（鯉淵秀雄君） 1番河原井大介君。

1番（河原井大介君） ご答弁ありがとうございます。

問題としましては、9月が落ち込んでいるというお話もありましたし、これから指定管理者制度をしっかりと考えていくということだとは思いますが、ただ問題は、2年半の間落ち込んだこと、問題、そういった総括ができていないのではないかと感じております。つまり同じようなことを繰り返してはならないということが必要ではないのかなと私自身思っています。

まず、総括として、僕が幾つか疑問に思っている部分があるんです。8月18日の臨時議会で、ホロルの湯の経過説明、サンアメニティが撤退するという経過説明がございました。9月議会では、補正予算で公社に対する1,600万円の支出をして公社に経営を移管するということを決定したわけでございます。当然私たち議会としても、早急に経営の維持管理、これはサービスの維持管理、運営を整えなくてはならない、そういったところで賛成をしているという経緯でございます。ただ、幾つかこの経過報告の事実確認をさせていただきたいなと思っております。

まず、8月の議会の中でいただいているのが、ホロルの指定管理者経過一覧表というのがあるんですけども、その中に管理者返上願、これは8月6日ということを出ているんですが、管理者指定取消通知書というのも当然あるはずなんです、その記入漏れがあ

る。以前これは企画財政課のほうでいただいたんですけれども、返上願書の届けが8月6日となっていて、また、指定管理の取消通知書、8月7日の発行になっているんですが、この7日の部分がこの説明の中には抜けていたのかなと。これは事務的な問題であったかどうかなと。

また、その8月6日に実際、返上願の届けを出していただいて、受理をして、発行しているのが8月7日ですから、1日しかたっていないと。その中で検討とかされていたのか。つまり対応、協議というのが、この一覧表の中で見ますと6月、7月、8月と、ずっとやっていたとは思いますが、その中で既に対応の協議のほうというのはされていたのでしょうか。その点について事実確認をさせていただきたい。

あと、これは事実確認なんですけれども、今のが1点目ということでお受けとめいただきたいんですが、5点ほどお聞きしたい。

指定管理者返上届というものの中で見てみますと、契約解除の主な理由というのが、サンアメニティ本体の経営悪化ということでございます。実際指定管理者制度の県外他の3カ所の温浴施設というのはそのまま運営されていると聞いているわけです。返上の届けの内容と多少異なっているということ、なぜホロルの湯だけが契約途中で放棄されたというか、撤退されているのか。つまりここにうそがあったのかなという部分も、疑問が残る部分、事実確認してほしいんですが、ここはあるんです。

9月議会で執行部の説明を受けて、早急に運営の維持管理の体制を整えること、これが喫緊の課題で、問題であったという認識、そういった印象を我々は受け、つまり事業継続が不可能だと、サンアメニティ社が無理だということを受けて、では対応策を練らなければいけないということで1,600万円という支出をするわけでございます。そういった経過でもございます。そういった意味で、少しこの返上届、その日程等の一覧表の中にも抜けている。事前協議が実際あったのかということと、当然6日と7日という1日だけのその間ですから、これはなかなか日程的に難しいのではないかと。そこら辺ちょっとご説明が足りないのかなというところで、再度事実確認をさせていただきたいと思っております。これが2つ目です。

3つ目、サンアメニティ社は8月臨時議会の中では、会社自体がちょっと元気がないと、そういうことを説明を受けた記憶が私はございます。そうしますと、やはり撤退ということですから、町でやっている業務委託の問題についても、一般常識的に経営的な感覚からすると、やはり撤退するのかなと思っていましたら、コミュニティセンター城里の清掃業務は継続しているということなんですけれども、会社自体が危ないという話を8月の議会にも受けていますし、その時点で町長のお言葉の中に、急な撤退というのは少し迷惑な話だという意味合いの言葉もおっしゃっていましたし、その部分ではある意味継続しているというのはどうなのかなということがあります。これが事実確認として3つ目、ここを質問させていただきたいと思っております。

4つ目ですが、今回の突然の契約不履行、8月の問題だったんですけれども、急な役場職員の派遣を余儀なくされまして、運営主体の変更による運営上の混乱等々ございました。指定管理の撤退が報道されてから、先ほど町長もおっしゃいましたけれども、9月はちょっと落ち込んだと。聞くところによりますと、入場者は昨年より5,833人減少して、売り上げでいえば630万円減少している。それで9月が大変だという話が町長からもあったと思います。

これは当然マスコミ等々にも、新聞にも報道をされまして、この後の管理はどうなっていくんだという問題がありましたけれども、いわばこれは風評被害に遭ったと言わざるを得ない。9月が大変である、当然そういうことになってしまうんですね。いまだに現場の話を聞きますと、今でも「ホールの湯ってやっているんですか」「営業しているんですか」という質問があるらしいんです。そう思っていらっしゃるお客様も相当の数いるんだと思うんです。少なくとも5,833人が減少しているというところと、630万円減少している9月の部分の問題ですけれども、やはりこれは風評被害という部分も当然あるんだと思います。当然町としては、その部分の風評被害というか、先ほど町長の答弁にありました、落ち込んだ、苦労している、そういった思いを、被害を、損害をある程度企業に請求するというそういうようなスタンス、そういった毅然とした態度というの、私は町としても必要なのではないかなと思うんです。

その中で、サンアメニティ社の運営の管理協定書というのを議会にも、我々はいただいておりますけれども、そういった中で、この協定書の中に幾つか業務報告だったり、いろいろ細かいことはたくさんあるんです。そこはあえて申しませんけれども、レジオネラ菌とか、給水口の問題がこの2年半の間にあったと思うんです。その業務報告書とか、その問題とか、最終的な報告書とかは実際いただいていたんですか。これは今後町開発公社で理事長は町長ですから、やはり運営していくというところで、最終的な報告書というもの、さっきのレジオネラ菌の問題もそうなんですけれども、給水口の問題とか、いろいろな事故があった。そういう中においては、しっかりそのノウハウ、問題点、そういったものをしっかり町としても受けとめて、しっかりそこから改善策、その対策というものを練っていかなければいけないですから、その対策というものを最終報告書が出ているのかどうかということなんです。

話を聞くところによると、まだ最終報告書というのはいいただいていないと。撤退してもう2カ月たっているわけですから、たっいても協定書の中身、あえて言いませんけれども、その日数的なものも入っています。そういったものも不誠実な対応と言わざるを得ないサンアメニティ社の対応もあるんです。やはりみんなで作っていくものですから、その報告書は何が問題だったのか、それでどうするか、そういったものをいただくということ、これはやはり必要だと思うんです。2年間半の報告書ですから、どのようなことをやっていたのかということも認識するべきであろうと思うわけでございます。

実際にその中で、私今4点目としてお聞きしたいんですが、このホロルの湯としてサンアメニティ社の中で、記載されている管理運営に関する協定書、これはしっかり守られていたのかどうか。前回質問で毎月報告書をいただきながら、昨年11月には連絡調整会議というのもつくりまして、話し合いはしているということなんですけれども、実際問題はそこの事実確認、今までの経過をご説明いただければなと思っております。

5つ目です。僕はこの指定管理者制度そのものに批判的ではありませんし、これは当然民間のノウハウを入れる、すばらしいこともあるだろうと、町長もおっしゃっていますけれども、そういうことだろうと思ってはおります。ただ、指定管理者の選考委員会、また、先ほど言いました昨年11月の連絡調整会議の見直しというのは、やはり進めるべきであろうと思うんです。

というのは、インターネットで見ますと、城里町のホームページの中に城里町の資料が掲載されているんですが、城里町の集中改革プランというのがございます。城里町集中改革プランです。これは平成17年から平成21年度の中で、サブタイトルとしましては「行政運営から行政経営へ転換」となっています。これは平成18年4月、茨城県城里町。これは町長がつけられた、町長がもちろん携わっている、主だとは思いますが。この中に幾つか改革プランの中の整合するとか、この集中改革プランの最初には、何をすべきかということ、指定管理者制度の活用というのが、もうすぐに一番最初に出ています。これは指定管理者の移行を受けるまでには管理のあり方について検証を行うと。

実際に全国的に見ても、城里町は県内でも当然早い指定管理者制度を導入した自治体でございます。ですから、そういった意味では、いい部分もあるんだろうと思っておりますけれども、しかし、いかんせん移行するまでの間、ある程度検証するということ、選考委員会の話なんかもありましたし、そこで連絡調整会議なんかもありましたけれども、やはり以前も私言いましたけれども、町執行部とか、議会とか、住民とか、あと有識者、さまざまな人たちが、そういう連絡する場としてやはりここは一つ必要なのではないかと考えているわけなんです。

それで、安全かということですが、2点目に集中改革プランの中に、私以前から、もうことしずっと言っているんですけれども、町の組織の運営のあり方です。ちょっと読みますけれども、集中改革プランの中身なんですけれども、町の組織機構については従来の上部の行政機関との均衡に配慮した縦割り型の組織にとらわれない政策目標に基づいた効果的かつ効率的に事務事業を処理する組織が必要であるといっておるわけです。その中で対応した課、局、室等、そういったものを編制すると書いてあるんです。これはいわば地域活性課と、これは仮称でございますけれども、以前から言っている。そういった政策論議をする場所、効率的にやる場所、そういったものが必要だと町長もおっしゃっているんです。この部分ができないからこそ、企画財政課であったり、産業振興課がホロルの湯なんかは担当ですが、あとはホロルの湯の現場の管理者の方。やはりそういったと

ころでは限度というものがあるのではないのかなと思うんです。いろいろなアイデアをやって、いろいろなアイデアを重ねていく。

私以前も言いましたけれども、やはり一つ一つの成功例をつくっていくためのそういった縦割りではない横の連携をするような一つの部署というものが、もう今の時代必要だと。私が言わなくても、町長がもう平成18年4月の段階で城里町集中改革プランをつくっていますから、この点をもう書いてありますので、ここはやはり検討をしていただきたい。このプランとの町長の今までの答弁との整合性というものがとれない。そこら辺を考えていただきたいなと思っております。

ホロルの湯は町の財産、観光資源、朝刊の折込チラシのインタビューの中で町長も言っていますけれども、観光資源なんです。確かにそのとおりです。僕も同じ意見なんです。観光資源です。ですから、本当に最近住民からの意見として、当然町執行部、それと私たち議会に対しても、今回の対応について経過説明が不十分だという批判の声を多く聞いています。

私も議会の広報委員として、そういったものの特集を組んでお休みではないよと、先ほどお客さんが営業しているかどうかと聞いていましたけれども、そういう点について説明責任が十分ではなかったなという部分は私も反省をしておりますし、私たち議会も、執行部も批判を受けているわけですからしっかりした対応を、これからどうするかということも考えなければいけない。そういった中で、私たち町や議会がこの地域の財産、地域の資源を守り育てていくということがやはり大切だろうと。そういう中においても、この2年半の指定管理者の経験が無駄にすることなく、1,600万円という支出をしてしまいましたけれども、それを緊急的に避難している。幾つか5つほど私、確認をしているんですけれども、いずれにしましても、そういったことの内容の説明が余りうまくできていないのではないかなと思うんです。それについて町長のさっきの事実確認の話も含めて、サンアメニティ社の対応の問題について、計画の問題等々、集中改革プランの話もさせていただきましたので、町長に一度事実確認とご意見というか、いただきたいなと思っております。

2回目はこれで終わりにします。

議長（鯉淵秀雄君） 町長金長義郎君。

町長（金長義郎君） 河原井議員からの第2回目の質問であります。指摘、質問点がたくさんあります。私のほうでは総論、総括的にお話を申し上げたいと思います。

指定管理者の返上の問題につきましては、6月から協議をいたしてありまして、最終的に私は利用するお客様にも迷惑をかけない。それから、従業員の雇用も確保していくという点では、現在の指定管理者の選択、そういうこと以外には最善の策はその時点ではないというふうに判断をして、指定管理者に町の開発公社を選んだわけでありまして。

日にちのずれとかそういうことについてはありますが、それはそれぞれそれまでの交渉の経過の中での、いきなり出したわけではありませぬので、いろいろな点を考慮しながら

そういう結果になったということでもあります。

また、指定管理者制度に移行する、若干拙速ではなかったのかというふうな話ではありますが、それ以前は町が1年間に約7,500万円ほどの町費を出して運営をしていたわけであり、サンアメニティになってからは一銭も出さない、そのかわり入湯税は入れてもらうということで、年間3,500万円ぐらいの入湯税は町へ入っているわけで、そういう中で、支出もしないでということでもありますので、そういう点については、サンアメニティも十分承知の上で撤退をしたと私は思っております。

ちなみに、平成19年度の損益は約4,200万円の赤字だというようなことになっておりますが、それについても補てんはしませんよということで、撤退をしたわけでもあります。

そういうことで、最終的には現在の経営状態になっておるわけではありますが、レジオネラの問題とか、給水口の問題、いろいろありますが、そういうものの反省を十分生かしながら今後の運営に努めてまいりたいと考えております。

また、やはり町自体も情報としていい情報、明るい情報、そういうものを発信していかなければならないなど。マイナスの面ばかりに光を当てながらやっていくというふうな裏向きではなくて、前向きな姿勢が大事ではないかと、そういうふうに思っております。

それから、拙速のトップダウン、もう少し協議をしながらやったほうがいいのではないかというようなことではありますが、前回の河原井議員は、トップダウンでいろいろなことをやれというふうな激励もいただいておりますが、そういうものを組み合わせながら、私は対応していくのが一番いいのではないかと、そういうふうに思っております。

以上であります。

1番（河原井大介君） コミセンの清掃業務というのは。

町長（金長義郎君） 担当課長のほうからお答えを申し上げます。

議長（鯉淵秀雄君） 企画財政課長阿久津保巳君。

企画財政課長（阿久津保巳君） コミセンの清掃業務につきましては、長期継続契約で行っておるところであります。この内容につきましては、契約どおり履行されておりますので、そのサンアメニティがホロルの湯の返上のペナルティとして取り消すのはできないという判断で、現在に至っております。

以上です。

議長（鯉淵秀雄君） 1番河原井大介君。

1番（河原井大介君） ご答弁をいただきました。ありがとうございます。

今まではお金を払わなかったし、運営してきたし、そういった部分では今回の支出は仕方ないだろうということなんだろうとは思いますが、確かにそれも一理はあるんだと思いますけれども、実際問題、ではそもそも選考委員会がよければよかったのか、議会がそれに反対をすればよかったのか、いろいろそういった細かい話は置いておきますけれども、やはりポイントとなるのは、選考委員会とか、そうしたものが最初の段階でしっかりでき

ていたのかなというポイントもありますし、実際9月の段階では落ち込んでしまっている。そして、マスコミ等々に流れた情報の中で、風評被害を受けているという住民の方の声も聞いております。住民の信託を受けて議会が存在しているわけでございますし、住民の声を聞く、届けていく、それが私たちの議会の議員としての責任でもあろうかと私自身は常々強く思っております。

そういった中で、先ほど集中改革プランの話については、余り答弁したくなかったのかなと思いますけれども、町長、実際は集中の政策そのものをいま一度考える場所が必要だと私は言っているわけです。やはり町長のブレーンとなる政策機関として執行部、縦割りではないある部分の一定期間の中でしっかり議論ができる場所が必要だという話をしていたんです。

3回目ということなので、幾つか質問をさせていただきますけれども、実際、2億幾らというお金が浮いたと。そういう中で、私は2年半の問題、今後のことも考えるんですけども、今までのとりあえず中間地点ですから一度考えて、やはりホロルの湯をお荷物の施設だという認識があったのではないかなと思っているんです。金がかかり過ぎるだとかそういった問題、いろいろ声は聞きますけれども。ある意味言葉をはっきり言えば民間に丸投げしてしまった、そういうことなのではないかなと思うんです。

町の観光資源だと町長はおっしゃっています。しっかり皆さんインタビューは読んでいるわけですから、言っているんです。ですから、その観光資源を民間に丸投げして言うということではなくて、今回の件に関しても、9月の段階でお客さんが減っているということは、観光資源、そういったものに傷がついているという部分も当然あるわけなんです。

その中で次に幾つか質問をしたいと思うんですけれども、そういったことをしっかりと明確にした上で、健全化に向けた具体的な運営を考えていきますと、やはり運営コンサルタント、以前も質問して、やるということだったんですが、運営コンサルタント、財政等かつそういった実際に実績を持っていらっしゃる専門知識を持つコンサルタント、そういったものが必要だろうと思います。しっかりとした再建プログラムというものをつくる上においても、当然集中改革プランにあるように、これはものすごくいいプランです。私は評価するんですけども、ですから、これと平成21年度までと書いてありますからあと少ししかないんですが、できるだけ早目につくっていただいて、そういうのも健全な再建プログラムというものをしっかりとつくっていただけるようなことが必要だと思うんです。

今回はホロルの湯の問題だけに絞って、今質問していますけれども、これはもうトータルの問題なんです。農業の問題もそうですし、いろいろな問題があるんですが、今回はホロルの湯の問題で質問させていただいていますけれども、このホロルの湯の問題で、先日、私、ホロルの湯にお邪魔をしまして、お話をいろいろ聞かせていただいたんですけども、レストランというものがなかなか運営が成り立っていかない。やはり客単価の問題です。大体700円あればいいんだけれども、今は大体300円とかそれにいかない。それで、顧

客の単価を上げるためにどうするか。やはり食べ物をしっかりと売れるものをつくっていく、サービスをしていく、そういったものが必要だろうという話もございました。

私はこのホロルの湯のレストランに着目するんですが、これは質と量ともにある程度洗練させていく必要があるだろうと。健康増進施設という名前がございますので、やはり地産地消とかそういう部分もしっかり考えて健康にいいものを、今、食の安心・安全の問題も叫ばれている時代ですから、そういったものをしっかりとホロルの湯で提供をしていただきたいなと思いますし、同時にダムがあります。その周りにきれいな桜がありますし、イベント、そういった他の施設等と民間とかそういう部分のいろいろな観光資源を生かしたい、そういったものをやっていって観光をしていただく、そういうような観光資源としてもやっていただきたいと思っているわけです。

企業施設の利益の追求だけのホロルの湯、お金の問題だけではなくて、先ほどおっしゃっていた公共施設としての足しになる計画がございますし、町長も観光資源とおっしゃっている。その部分の中でしっかりと考えなければいけない部分がここにはあるだろうと。まだまだ能力、まだまだ見えないところの力があるだろう。そこを引き伸ばして、守って育てていくというのも必要だろうと。

そういう部分でも、やはりホロルの湯は約40余名の体制で運営しているということなんですが、もう少し人材が必要だというお話もございました。そういう中で現場の声というもの、料金改定の問題、現場の中で幾つか抱えている問題というのを、実際に連絡調整会議の中で具体的に話されて、町長は実際にその現場のことを聞いていて、それをどのようにするか、指示というか話し合う場をつくられているのかなと。そこがちょっと疑問に思ったんです。

先ほど私言ったら、町長は先ほどトップダウンというお言葉を言いました。私は前回の質問で言ったのは、トップダウンがいいと言ったのではなくて、ボトムアップの下から意見を吸い上げるとのことだけではだめだと言っているんです。やはりリーダーシップ、攻める経営というか、この集中改革プランに載っていますけれども、経営という言葉載せているんです。行政が統治をするというのではなくて、行政がある意味表に発信していくというエネルギーを持つ、そういうことも必要だということをおっしゃっているわけですから、やはり町長というもののリーダーシップというものは、今後今の時代、本当に蟹工船がブームになるそういう時代背景の中ですから、やはり安心とか、安定とかをある程度求めるそういう時代でも希望する。でも、それがなかなかいかない時代なんです。

そういう中においては、やはりしっかりとしたリーダーが、アメリカの次期大統領オバマさんではないですけども、夢とか希望を与えられるような議論をしていくことが必要である。そのことを私はトップダウンも必要だと言っているわけです。

話は戻りますけれども、ホロルの湯は単に保養施設と考えるのではなくて、集客のできる大いなる観光資源としてとらえるべきである。これはやはり今後指定管理者制度を導入

していくということなんですけれども、先ほど僕言いましたけれども、民間に丸投げをしている部分もあるのではないのかということなんです、やはり安易な指定管理者制度を導入するというのは、いろいろ検討はされていたと思いますし、いろいろあったと思うんですが、今回の件からいろいろなものを総括の中で、先ほどおっしゃっていましたが、考えればやはりいろいろな問題があったと。そういった点をしっかりと考えた上で、やはり安易な指定管理者制度というよりはもっとしっかりと考えて、町ではできるならできる部分、しっかりと考えていく部分、そういうのを改めて考えていく必要があるんだろうと。

今回のサンアメニティ社のような指定管理者、途中でいなくなってしまう、そういうような状況というのは、やはり繰り返してはならないであろうと思うんです。ですから、やはりその部分においては、コミュニティセンターのお掃除、なかなか契約を解除できない、そういうようなお話も先ほどありましたけれども、そういったものを含めて、ある程度きちんと毅然とした態度というか、その部分においては繰り返してはならないという姿勢として、やはり先ほど僕も言いましたけれども、どういうペナルティを課せられるのかとか、そういう部分を考える必要があるだろう。

この協定書の中にもそういったものを盛り込む必要性もあるし、選考委員会等々も、はっきり言いますけれども、アリバイづくりのためのそういった選考委員会ではなくて、しっかりとみんなが議論できる場所、それをゼロからスタートしながらもいろいろな意見でまとめていく、そういう部署が必要だということで地域活性課というものを一年じゅう騒いでいるわけです。

それで、集中改革プランにも載っていますから、その点について、今後町長としてこの運営、そして、このペナルティの問題、そして、町長がこの集中改革プランにあるような政治的なリーダーシップ、トップダウン、ある意味そういうものが必要だという部分のトップダウンができるのかどうか、そのご決意、また、そのことについてどうお考えなのかあわせてご答弁いただければと思います。

以上、それをお聞きしまして、終了させていただきます。

議長（鯉淵秀雄君） 町長金長義郎君。

町長（金長義郎君） 河原井議員の3回目の質問であります、ホロルの湯の基本的な考え方、これは議員ご指摘のとおり、やはり私も前から申し上げておるように、一つの観光資源である、しかし、サービス産業でありますから、お客さんに気持ちよく来ていただけるようなそういう施設、また、そういう雰囲気をつくっていく必要は私はあるのではないかと、そういうふうに思っております。また、それらについての問題点、そういうことについては担当課ばかりではなくて、町内の調整会議というものがありますので、そういう中で十分検討をしながら、その運営に反映をしていきたいと、そういうふうに考えております。

また、そのトップダウン、ボトムアップの問題であります。やはり先ほど申し上げましたように、両方必要と私はしていると思います。今の時代は二刀流を持つというようなことだと思います。片方にはトップダウン、片方にはボトムアップ、それをどう使い分けていくかというふうな必要があるのではないかと考えております。そういう中で、ホロルの湯の問題でありますから、そういうものを十分わきまえながら今後の運営に当たっていききたいと、そういうふうを考えておるわけでございます。

以上です。

1 番（河原井大介君） ペナルティとしての、この……

議長（鯉淵秀雄君） 企画財政課長阿久津保巳君。

企画財政課長（阿久津保巳君） 先ほども申し上げましたけれども、返上届と清掃業務を関連してペナルティを課することはできないと考えております。

以上です。

1 番（河原井大介君） ペナルティ、あると……

議長（鯉淵秀雄君） 以上で、1 番河原井大介君の一般質問を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩中に議会運営委員会を開催いたしますので、委員の方は委員会室にお集まりください。

午前 11 時 18 分休憩

午前 11 時 32 分開議

議長（鯉淵秀雄君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

散会の宣告

議長（鯉淵秀雄君） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

なお、あす10日と11日は休会であります。

次の会議は12日午後1時半、本議場において開会し、議案質疑から入りますので、会議10分前までに時間厳守の上ご参集ください。

それでは、本日はこれにて散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後 11 時 33 分散会

第 2 日 1 2 月 1 2 日 (金 曜 日) 本 会 議

平成20年第4回
城里町議会定例会会議録 第2号

平成20年12月12日 午後1時31分開議

1. 応招議員

1番	河原井 大介 君	10番	寺 田 和 郎 君
2番	関 誠一郎 君	11番	三 村 由利子 君
3番	阿久津 則 男 君	12番	松 崎 信 一 君
4番	桐 原 健 一 君	13番	小松崎 三 夫 君
5番	飯 村 吉 伊 君	14番	鯉 淵 秀 雄 君
6番	小 林 祥 宏 君	15番	根 本 正 典 君
7番	玉 川 台 俊 君	16番	阿久津 尚 一 君
8番	南 條 治 君	17番	小 坏 孝 君
9番	杉 山 清 君	18番	小 林 宏 君

1. 不応招議員

なし

1. 出席議員

1番	河原井 大介 君	10番	寺 田 和 郎 君
2番	関 誠一郎 君	11番	三 村 由利子 君
3番	阿久津 則 男 君	13番	小松崎 三 夫 君
4番	桐 原 健 一 君	14番	鯉 淵 秀 雄 君
5番	飯 村 吉 伊 君	15番	根 本 正 典 君
6番	小 林 祥 宏 君	16番	阿久津 尚 一 君
7番	玉 川 台 俊 君	17番	小 坏 孝 君
8番	南 條 治 君	18番	小 林 宏 君
9番	杉 山 清 君		

1. 欠席議員

12番 松 崎 信 一 君

1. 説明のため出席した者の職氏名

町 長 金 長 義 郎

副町長	赤津康明
教育長	三村亮一
総務課長	田上勤
企画財政課長	阿久津保巳
税務課長	山口充彦
町民課長	横田栄子
保険課長	加倉井一史
健康福祉課長	松本秀利
産業振興課長	田口喜一
都市建設課長	栗林俊一
下水道課長	高橋洋造
会計管理者(会計課長)	川又重光
水道課長	松崎榮
農業委員会事務局長	阿久津道男
教育委員会事務局長	海野勝美

1. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	三村主
局長補佐	小林恵子
書記	桑野智弘

1. 議事日程

議事日程第2号

平成20年12月12日(金曜日)

午後1時30分開議

- 日程第3 議案第72号 城里町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第73号 城里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第74号 城里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第75号 城里町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第76号 城里町難病患者見舞金支給条例の一部を改正する条例について

- 日程第 8 議案第77号 城里町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第78号 茨城県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について
- 日程第10 議案第79号 町道路線の認定について
- 日程第11 議案第80号 平成20年度城里町一般会計補正予算（第3号）について
- 日程第12 議案第81号 平成20年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第13 議案第82号 平成20年度城里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第14 議案第83号 平成20年度城里町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第15 議案第84号 平成20年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第16 議案第85号 平成20年度城里町水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第17 発議第7号 城里町議会会議規則の一部を改正する規則について
- 日程第18 陳情第6号 現行保育制度の堅持・拡充と保育・学童保育・子育て支援予算の大幅増額を求める意見書提出を求める陳情書
- 日程第19 報告第26号 総務常任委員会視察研修報告書
- 日程第20 報告第27号 教育民生常任委員会視察研修報告書
- 日程第21 報告第28号 産業建設常任委員会視察研修報告書
- 日程第22 報告第29号 城里町財務規則の一部を改正する規則
- 日程第23 報告第30号 城里町国民健康保険税条例施行規則の一部を改正する規則
- 日程第24 報告第31号 城里町医療福祉費支給に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 日程第25 報告第32号 城里町難病患者見舞金支給条例施行規則の一部を改正する規則
- 日程第26 報告第33号 城里町国民健康保険税の旧被扶養者に係る減免に関する取扱要綱
- 日程第27 報告第34号 城里町建設工事及び委任業務の契約事務に関する規程の一部を改正する規程
- 日程第28 報告第35号 城里町建設工事等有資格業者選定規程の一部を改正する規程
- 日程第29 報告第36号 例月出納検査報告（9月、10月、11月執行分）

追加日程

- 発議第8号 現行保育制度の堅持・拡充と保育・学童保育・子育て支援予算の大幅増額を求める意見書

1 . 本日の会議に付した事件

議案第72号

議案第73号

議案第74号

議案第75号

議案第76号

議案第77号

議案第78号

議案第79号

議案第80号

議案第81号

議案第82号

議案第83号

議案第84号

議案第85号

発議第 7 号

陳情第 6 号

報告第26号

報告第27号

報告第28号

報告第29号

報告第30号

報告第31号

報告第32号

報告第33号

報告第34号

報告第35号

報告第36号

追加日程

発議第 8 号

午後 1 時 3 1 分開議

議員の出欠

議長（鯉淵秀雄君） 議員各位には何かとご多用のところご出席をいただき、大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員数は17名です。遅刻、12番松崎信一君。

開議の宣告

議長（鯉淵秀雄君） 定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。また、説明のため、町長、副町長、教育長、課長、局長がそれぞれ出席しております。傍聴人はいません。

議案第72号 城里町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

議長（鯉淵秀雄君） 本日は議案質疑から入ります。

初めに、議案第72号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（鯉淵秀雄君） 質疑なしと認めます。

議案第73号 城里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議長（鯉淵秀雄君） 次に、議案第73号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（鯉淵秀雄君） 質疑なしと認めます。

議案第74号 城里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議長（鯉淵秀雄君） 次に、議案第74号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（鯉淵秀雄君） 質疑なしと認めます。

議案第75号 城里町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について

議長（鯉淵秀雄君） 次に、議案第75号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（鯉淵秀雄君） 質疑なしと認めます。

議案第76号 城里町難病患者見舞金支給条例の一部を改正する条例について

議長（鯉淵秀雄君） 次に、議案第76号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（鯉淵秀雄君） 質疑なしと認めます。

議案第77号 城里町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

議長（鯉淵秀雄君） 次に、議案第77号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（鯉淵秀雄君） 質疑なしと認めます。

議案第78号 茨城県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について

議長（鯉淵秀雄君） 次に、議案第78号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（鯉淵秀雄君） 質疑なしと認めます。

議案第79号 町道路線の認定について

議長（鯉淵秀雄君） 次に、議案第79号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（鯉淵秀雄君） 質疑なしと認めます。

議案第80号 平成20年度城里町一般会計補正予算（第3号）について

議長（鯉淵秀雄君） 次に、議案第80号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（鯉淵秀雄君） 質疑なしと認めます。

議案第81号 平成20年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

議長（鯉淵秀雄君） 次に、議案第81号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（鯉淵秀雄君） 質疑なしと認めます。

議案第82号 平成20年度城里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

議長（鯉淵秀雄君） 次に、議案第82号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（鯉淵秀雄君） 質疑なしと認めます。

議案第83号 平成20年度城里町介護保険特別会計補正予算（第2号）について

議長（鯉淵秀雄君） 次に、議案第83号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（鯉淵秀雄君） 質疑なしと認めます。

議案第84号 平成20年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について

議長（鯉淵秀雄君） 次に、議案第84号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（鯉淵秀雄君） 質疑なしと認めます。

議案第85号 平成20年度城里町水道事業会計補正予算（第2号）について

議長（鯉淵秀雄君） 次に、議案第85号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（鯉淵秀雄君） 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

討 論

議長（鯉淵秀雄君） これより討論に入ります。

議案第72号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（鯉渕秀雄君） 討論なしと認めます。

議長（鯉渕秀雄君） 次に、議案第73号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（鯉渕秀雄君） 討論なしと認めます。

議長（鯉渕秀雄君） 次に、議案第74号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（鯉渕秀雄君） 討論なしと認めます。

議長（鯉渕秀雄君） 次に、議案第75号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（鯉渕秀雄君） 討論なしと認めます。

議長（鯉渕秀雄君） 次に、議案第76号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（鯉渕秀雄君） 討論なしと認めます。

議長（鯉渕秀雄君） 次に、議案第77号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（鯉渕秀雄君） 討論なしと認めます。

議長（鯉渕秀雄君） 次に、議案第78号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（鯉渕秀雄君） 討論なしと認めます。

議長（鯉渕秀雄君） 次に、議案第79号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（鯉渕秀雄君） 討論なしと認めます。

議長（鯉渕秀雄君） 次に、議案第80号に対する討論はございませんか。
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（鯉渕秀雄君） 討論なしと認めます。

議長（鯉渕秀雄君） 次に、議案第81号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（鯉淵秀雄君） 討論なしと認めます。

議長（鯉淵秀雄君） 次に、議案第82号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（鯉淵秀雄君） 討論なしと認めます。

議長（鯉淵秀雄君） 次に、議案第83号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（鯉淵秀雄君） 討論なしと認めます。

議長（鯉淵秀雄君） 次に、議案第84号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（鯉淵秀雄君） 討論なしと認めます。

議長（鯉淵秀雄君） 次に、議案第85号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（鯉淵秀雄君） 討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

採 決

議長（鯉淵秀雄君） これより採決に入ります。

議案第72号 城里町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（鯉淵秀雄君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（鯉淵秀雄君） 次に、議案第73号 城里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（鯉淵秀雄君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（鯉淵秀雄君） 次に、議案第74号 城里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（鯉淵秀雄君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（鯉淵秀雄君） 次に、議案第75号 城里町医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（鯉淵秀雄君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（鯉淵秀雄君） 次に、議案第76号 城里町難病患者見舞金支給条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（鯉淵秀雄君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（鯉淵秀雄君） 次に、議案第77号 城里町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（鯉淵秀雄君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（鯉淵秀雄君） 次に、議案第78号 茨城県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（鯉淵秀雄君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（鯉淵秀雄君） 次に、議案第79号 町道路線の認定についてを採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（鯉淵秀雄君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（鯉淵秀雄君） 次に、議案第80号 平成20年度城里町一般会計補正予算（第3号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（鯉淵秀雄君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（鯉淵秀雄君） 次に、議案第81号 平成20年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（鯉淵秀雄君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（鯉淵秀雄君） 次に、議案第82号 平成20年度城里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（鯉淵秀雄君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（鯉淵秀雄君） 次に、議案第83号 平成20年度城里町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（鯉淵秀雄君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（鯉淵秀雄君） 次に、議案第84号 平成20年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（鯉淵秀雄君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（鯉淵秀雄君） 次に、議案第85号 平成20年度城里町水道事業会計補正予算（第2号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（鯉淵秀雄君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、採決を終結いたします。

発議第7号 城里町議会会議規則の一部を改正する規則について

議長（鯉淵秀雄君） 次に、日程第17、発議第7号 城里町議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

お諮りいたします。

発議第7号の議案朗読は省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鯉淵秀雄君） ご異議なしと認めます。よって、発議第7号の議案朗読は省略することに決定しました。

続いて、提出者であります13番小松崎三夫君より、発議第7号の趣旨説明を求めます。13番議会運営委員長小松崎三夫君。

〔議会運営委員長小松崎三夫君登壇〕

議会運営委員長（小松崎三夫君） それでは、ご報告いたします。

発議第7号 城里町議会会議規則の一部を改正する規則について趣旨説明を申し上げます。

ご承知のように、本年6月11日に地方自治法の一部を改正する法律が成立し、同月18日に公布され、9月から施行されたことから、城里町議会会議規則の関係する条文の一部を改正するものでございます。

改正の内容につきましては、地方自治法の中に議会活動の範囲の明確化に関する条文が法第100条第12項に挿入されたことに伴い、本町議会広報委員会を位置づけるものでございます。また、これに伴い、以下の条項を順次繰り下げるものであります。

なお、詳しくは新旧対照表の1ページから2ページをご高覧いただきたいと思います。

以上、城里町議会会議規則の一部を改正する規則につきまして、趣旨説明を申し上げます。

議員各位のご賛同をよろしく承りたく、ここにご提案いたします。議長においてお諮り願います。

以上でございます。

議長（鯉淵秀雄君） これより質疑に入ります。

発議第7号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（鯉淵秀雄君） 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

議長（鯉淵秀雄君） これより討論に入ります。

発議第7号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（鯉淵秀雄君） 討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

日程第17、発議第7号 城里町議会会議規則の一部を改正する規則についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（鯉淵秀雄君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

陳情第6号 現行保育制度の堅持・拡充と保育・学童保育・子育て支援予算の大幅増額を求める意見書提出を求める陳情書

議長（鯉淵秀雄君） これより陳情の審査に入ります。

お諮りいたします。

陳情の議案朗読は省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鯉淵秀雄君） ご異議なしと認めます。よって、陳情の議案朗読は省略することに決定しました。

日程第18、陳情第6号 現行保育制度の堅持・拡充と保育・学童保育・子育て支援予算の大幅増額を求める意見書提出を求める陳情書を議題といたします。

本案は、去る12月9日、所管の教育民生常任委員会へ付託されたものであります。教育民生常任委員長の報告を求めます。

8番教育民生常任委員長南條 治君。

〔教育民生常任委員長南條 治君登壇〕

教育民生常任委員長（南條 治君） 教育民生常任委員会を代表し、12月9日に付託されました陳情第6号 現行保育制度の堅持・拡充と保育・学童保育・子育て支援予算の大幅増額を求める意見書提出を求める陳情書の審査結果についてご報告をいたします。

12月9日に本委員会を開催し、陳情内容について審査いたしました。その結果、現在急激な少子化が進行する中、保育、子育て支援施策などの整備、拡充に対し期待が高まっています。しかし、子どもの福祉よりも経済効率が優先される状況になりつつあり、保育の地域格差が広がるだけでなく、家庭の経済状況により子どもが受ける保育のレベルにも格差が生じてしまいかねません。国全体として保育の維持向上を実現するためには、現行保育制度を基本にしつつ最低基準の底上げと財政の後押しが必要であり、国として予算枠を

大幅にふやすことが急務であることから、陳情第6号は採択することにいたしました。

議長においてお諮り願います。

議長（鯉淵秀雄君） お諮りいたします。

陳情第6号については、ただいまの教育民生常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鯉淵秀雄君） ご異議なしと認めます。よって、陳情第6号は採択とすることに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩中に議会運営委員会を開催いたしますので、委員会室にお集まりください。

なお、議員各位は議員控室でお待ちください。

午後 1時50分休憩

午後 2時01分開議

議長（鯉淵秀雄君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程追加

議長（鯉淵秀雄君） ここで、日程の追加についてお諮りいたします。

ただいま8番南條 治君外6名から、発議第8号 現行保育制度の堅持・拡充と保育・学童保育・子育て支援予算の大幅増額を求める意見書が提出されました。

この際、これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（鯉淵秀雄君） ご異議なしと認めます。よって、発議第8号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

議会事務局に追加日程を配付させます。

〔追加日程配付〕

発議第8号 現行保育制度の堅持・拡充と保育・学童保育・子育て支援予算の大幅増額を
求める意見書

議長（鯉淵秀雄君） 追加日程第1、発議第8号 現行保育制度の堅持・拡充と保育・学童保育・子育て支援予算の大幅増額を
求める意見書を議題といたします。

本案は議員提案でありますので、議会事務局に朗読させます。

議会事務局長三村 主君。

〔議会事務局長三村 主君登壇〕

議会事務局長（三村 主君）

発議第8号

平成20年12月12日

城里町議会議長 鯉 淵 秀 雄 様

提出者 南 條 治
賛成者 小松崎 三 夫
賛成者 寺 田 和 郎
賛成者 根 本 正 典
賛成者 玉 川 台 俊
賛成者 小 林 祥 宏
賛成者 飯 村 吉 伊

現行保育制度の堅持・拡充と保育・学童保育・子育て支援
予算の大幅増額を求める意見書

上記議案書を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

現行保育制度の堅持・拡充と保育・学童保育・子育て
支援予算の大幅増額を求める意見書

急激な少子化の進行のもとで、次世代育成支援に対する国と自治体の責任はこれまでも増して大きくなっており、なかでも保育・学童保育・子育て支援施策の整備・施策の拡充に対する国民の期待が高まっている。「保育・学童保育・子育て支援施策の拡充と予算の大幅増額を求める請願」が2006年以来、毎年、衆参両院において全会一致で採択されていることは、こうした国民の声の反映に他ならない。

しかし、この間、経済財政諮問会議、地方分権改革推進委員会や規制改革会議などで行われている保育制度改革議論は、直接契約・直接補助方式の導入や最低基準の廃止・引き下げなど、保育の責任を後退させる市場原理に基づく改革論であり、国会で採択された請願内容と逆行するものである。こうした改革が進めば、子どもの福祉よりも経済効率が優先され、過度の競争が強まらずを得ず、保育の地域格差が広がるだけでなく、家庭の経済状況により子どもが受ける保育のレベルにも格差が生じることになる。

すべての子どもたちの健やかな育ちを保障するためには、これまでに国会で採択された請願の趣旨及び請願項目を早急に具体化し、国・自治体の責任で保育・学童保育、子育て支援施策を大幅に拡充することである。

よって、本議会は関係機関において、下記項目の具体化をはかられるよう、強く要請する。

記

- 1．児童福祉法第24条に基づく現行保育制度を堅持・拡充し、直接契約・直接補助方式を導入しないこと。
- 2．保育所最低基準は堅持し、抜本的に改善すること。
- 3．待機児解消のための特別な予算措置を行うこと。
- 4．保育所、幼稚園、学童保育、子育て支援施策関連予算を大幅に増額すること。
- 5．子育てに関わる保護者負担を軽減し、雇用の安定や労働時間の短縮など、仕事と子育ての両立のための環境整備をすすめること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成20年

茨城県東茨城郡城里町議会

以上でございます。

議長（鯉淵秀雄君） 続いて、提出者であります8番南條 治君より、発議第8号の趣旨説明を求めます。

8番南條 治君。

〔8番南條 治君登壇〕

8番（南條 治君） 発議第8号 現行保育制度の堅持・拡充と保育・学童保育・子育て支援予算の大幅増額を求める意見書について趣旨説明を申し上げます。

現在、急激な少子化が進行する中、保育、子育て支援施策などの整備、拡充に対し期待が高まっています。しかし、子どもの福祉よりも経済効率が優先される状況になりつつあり、保育の地域格差が広がるだけでなく、家庭の経済状況により子どもが受ける保育のレベルにも格差が生じてしまいかねません。子どもたちがどこに生まれ育っても健やかな育ちを保障する必要があると思います。そのためには、国・自治体の責任で、保育・学童保育・子育て支援施策を大幅に拡充することが必要であると思います。

以上、現行保育制度の堅持・拡充と保育・学童保育・子育て支援予算の大幅増額を求める意見書の趣旨説明を申し上げ、議員各位のご賛同を賜りたく、ここにご提案申し上げます。

議長においてお諮り願います。

議長（鯉淵秀雄君） これより発議第8号 現行保育制度の堅持・拡充と保育・学童保育・子育て支援予算の大幅増額を求める意見書を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（鯉淵秀雄君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

なお、意見書は、議会事務局長に内閣総理大臣ほか関係各大臣あて提出させます。

報告第26号 総務常任委員会視察研修報告書

議長（鯉淵秀雄君） 次に、日程第19、報告第26号 総務常任委員会視察研修報告書についてを議題といたします。

総務常任委員長より報告願います。

6番総務常任委員長小林祥宏君。

〔総務常任委員長小林祥宏君登壇〕

総務常任委員長（小林祥宏君） 総務常任委員会を代表いたしまして、去る11月5日に実施しました先進地調査についてご報告いたします。

本委員会は宮城県大河原町における行財政改革の取り組み、協働のまちづくり事業について研修してまいりました。

現在、少子高齢化などの社会変化に加え、地方分権の推進により新しい行政運営が求められていますが、大河原町では、管理から経営への変革を目指し、まちづくりの計画段階から事業実施まで、住民と行政が情報を共有する協力体制、経営の指標や発想をもとに財政、人事などのあらゆる構造改革、すべては住民の視点からという意識改革と職員の専門的能力の向上の3つを基本に、行政財政運営全般の改革を進めています。

住民に対する情報公開、情報共有、住民自治進展を図るため、5名以上のグループ等から行政の仕事やまちづくりに関する事業などの話を聞きたいという要望があった場合、町職員が出前で開催する町職員住民出前情報交換会を実施しています。また、元気なまちづくり活動支援補助金制度をつくり、住民の自主的なまちづくりの活動に対し10万円を限度に交付し、住民との協働によるまちづくりを推進しています。

行財政改革の諸事業、町の個性を磨き、協働を初めとした新しいまちづくり、住民が主役のまちづくりを推進していることは、今後の本町のまちづくりに大いに参考になるものと感じた次第でございます。

詳しくはお手元の報告書をご高覧いただきまして、委員会の調査報告とさせていただきます。

議長（鯉淵秀雄君） 大変お疲れさまでした。今後とも住みよいまちづくり、また、行財政改革の推進にご尽力をお願いいたします。

報告第27号 教育民生常任委員会視察研修報告書

議長（鯉淵秀雄君） 次に、日程第20、報告第27号 教育民生常任委員会視察研修報告書についてを議題といたします。

教育民生常任委員長より報告願います。

8番教育民生常任委員長南條 治君。

〔教育民生常任委員長南條 治君登壇〕

教育民生常任委員長（南條 治君） 教育民生常任委員会を代表いたしまして、去る10月23日に実施いたしました先進地調査についてご報告をいたします。

本委員会は、少子化が進行する中で、保育園での管理運営のあり方や民営化の件について研修するため、群馬県下仁田町を視察してまいりました。

下仁田町でも人口の減少や急速な少子高齢化が進み、保育園の園児数も減少を続けており、さらには交付税の減少により、保育園運営費も減少となり、町保育園の運営も厳しい状況になりました。このような状況のもと、保育園の民営化を検討し、検討委員会等協議を重ね、下仁田保育園の民営化に至りました。

今回の研修は少子化における本町の保育園運営のあり方についても大変参考となる研修でありました。

詳しくはお手元の報告書をご高覧いただきまして、委員会の調査報告とさせていただきます。

議長（鯉淵秀雄君） 大変お疲れさまでした。今後とも少子化が進行する中での保育園の管理運営のあり方などにご尽力をお願いいたします。

報告第28号 産業建設常任委員会視察研修報告書

議長（鯉淵秀雄君） 次に、日程第21、報告第28号 産業建設常任委員会視察研修報告書についてを議題といたします。

産業建設常任委員長より報告願います。

5番産業建設常任委員長飯村吉伊君。

〔産業建設常任委員長飯村吉伊君登壇〕

産業建設常任委員長（飯村吉伊君） 産業建設常任委員会を代表いたしまして、去る10月21日に実施いたしました先進地調査についてご報告いたします。

本委員会は、農業従事者の高齢化、農業生産物の低価格等による担い手の減少など農業を取り巻く状況の厳しい中、地域ぐるみで農業の活性化に取り組んでいる長岡市菅畑地区の取り組みについて研修いたしました。

菅畑地区につきましては、栃尾の市街地から東へ5キロメートルほどに位置し、戸数88戸、人口約300人の稲作中心の中山間地域でございます。農業生産は、平成18年度に法人化した農業生産組合を組織し、機械、施設の有効利用による集落営農を行っています。都市部中学生の農家へのホームステイ受け入れや小学校と連携し、小学生には実際に農機具を使わせ、田植えやアスパラガスの植えつけ、野菜の収穫体験などを行い、耕作放棄地は地域住民総出で整備し、ウド、コスモス、ミズバショウなどの植えつけをして、自然景観の維持に努めています。

野菜はお客さんに収穫してもらい販売する、収穫直売の実施など、地域農業の維持発展

のためにさまざまな活動をしています。

地区の入口には、都会の人が農業に興味を持ち住み着いてもらいたいとの願いを込め、親しみをアピールする「田舎の親類村」の看板が掲げられています。このような取り組みは地域の和が薄れてきている現在、地域住民の和ときずなの強さ、大切さを感じるとともに、今後の本町の農業振興に大いに参考になるものと感じた次第です。

詳しくはお手元の報告書をご高覧いただきまして、委員会の調査報告とさせていただきます。

議長（鯉淵秀雄君） 大変お疲れさまでした。今後も生産基盤となる圃場整備、農地の荒廃防止、優良農地の保全や利用集積にご尽力をお願いいたします。

報告第29号 城里町財務規則の一部を改正する規則

報告第30号 城里町国民健康保険税条例施行規則の一部を改正する規則

報告第31号 城里町医療福祉費支給に関する条例施行規則の一部を改正する規則

報告第32号 城里町難病患者見舞金支給条例施行規則の一部を改正する規則

報告第33号 城里町国民健康保険税の旧被扶養者に係る減免に関する取扱要綱

報告第34号 城里町建設工事及び委託業務の契約事務に関する規程の一部を改正する規程

報告第35号 城里町建設工事等有資格者選定規程の一部を改正する規程

報告第36号 例月出納報告（9月、10月、11月執行分）

議長（鯉淵秀雄君） 次に、日程第22、報告第29号から日程第29、報告第36号については、後ほどご熟読願います。

以上で、今期定例会に付議されました議案はすべて議了いたしました。

町長あいさつ

議長（鯉淵秀雄君） ここで、町長より特に発言を求められておりますので、この際、これを許可します。

町長金長義郎君。

〔町長金長義郎君登壇〕

町長（金長義郎君） 平成20年第4回定例議会の閉会に当たりまして、一言御礼とごあいさつを申し上げます。

去る9日より開会されました本定例議会に、執行部よりご提案申し上げました全議案につきましてお認めをいただきまして、まことにありがとうございました。一般質問、また、議案審議等の中で承りましたご質問、また、ご意見等につきましても、今後の執行に当た

りまして、十分意をくみながら執行してまいりたいと考えておるところであります。

議員各位におかれましては、寒さに向かう折、十分にご自愛の上、なお一層のご活躍とご発展をご祈念申し上げまして、ごあいさつにかえたいと思います。大変ありがとうございました。

議長あいさつ

議長（鯉淵秀雄君） 閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位には、会期中終始熱心にご審議を賜り、また、議会運営に格別なるご配慮を賜り、全議案を審議し、ここに終了できますことを心から御礼と感謝を申し上げます。

執行部におかれましては、議員各位のご意見等を十分参考にされ、執行には万全を尽くされますようお願いいたします。

年末、これから寒さも一段と厳しさを増してくるものと思いますが、来るべき平成21年は城里町にとって飛躍の年であることを祈念するとともに、議員並びに町民にとっても最良の年であることをご祈念申し上げます。

閉会の宣告

議長（鯉淵秀雄君） 平成20年第4回城里町議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後 2時21分閉会